

市役所会場の所得税および住民税の申告

市役所会場では、簡易な確定申告および住民税申告の受付をします。期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。住民税の申告は期間前でも受付できますので、早めに申告をお済ませください。

問 税務課 市民税係 ☎ 30-6140 FAX 22-3052 【HP番号：28887】

税務課申告会場 LINE 予約をご活用ください

今年度から税務課申告会場において、LINEによる一部事前予約を受付します。待ち時間短縮のため予約を積極的にご利用ください。

※予約は1枠につき1名としているため、複数名の申告をされる際は、それぞれ1枠予約してください。

※予約はLINEのみの受付です。電話や窓口では予約できません。

※予約は希望日の2日前まで可能です。また予約後に都合が悪くなった際は3日前までLINEでキャンセルできます。3日前を過ぎてキャンセルされる際は必ずお電話ください。

●所得税および復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

●年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、「e-Tax」での申告または、彦根税務署開設の申告会場（彦根商工会議所4階）で申告をお願いします。

▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
▶譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
▶青色申告をする人、事業収入が多額である人
▶初めて事業所得を申告する人
▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
▶準確定申告（亡くなった人の申告）をする人
▶過年分の申告（令和6年分以前の申告）をする人
▶相続年金の支払いを受けている人
▶災害などによる損害に係る雑損控除を受ける人

申告受付日程

※日によって受付会場が異なります。

※受付時間中であっても、上限人数に達した際は受付を終了しますのでご注意ください。

※市役所本庁舎以外の会場にご来場の際は、スリッパをお持ちください。

	日	月	火	水	木	金	土
2月	15	16 市役所	17 市役所	18 市役所	19 みずほ	20 みずほ	21
	22	23	24 市役所	25 市役所 予約枠あり	26 市役所 予約枠あり	27 高宮	28
3月	1	2 市役所 予約枠あり	3 市役所 予約枠あり	4 市役所 予約枠あり	5 市役所 予約枠あり	6 市役所 鳥居本	7
	8	9 市役所 予約枠あり	10 市役所 予約枠あり	11 市役所 予約枠あり	12 市役所 予約枠あり	13 市役所 予約枠あり	14
	15	16 市役所 予約枠あり					

市役所税務課

【午前】9:00～11:30 上限50人
【午後】13:00～15:00 上限50人
(予約枠…午前5人 午後5人)

みずほ文化センター

【午前】9:00～11:30
上限90人
【午後】13:00～15:00
上限80人

高宮地域文化センター

【午前】9:00～11:30
上限50人
【午後】13:00～15:00
上限50人

鳥居本地区公民館

【午前】受付なし
【午後】13:00～15:00
上限なし

税務署会場（彦根商工会議所）の申告

～確定申告はスマホで自宅から～

税務署会場（彦根商工会議所）では、確定申告全般の受付をします。所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。

確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることがあります。

問 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901【自動音声案内】

インボイス発行事業者の皆さんへ

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です。会場で消費税の確定申告を行う場合は、取引を「税率ごと」に区分して記載した集計表や課税取引金額計算表をお持ちください。



問 インボイス制度について

▶税務相談チャットボット（QRコード）
▶軽減・インボイスセンター

☎ 0120-205-553 (受付時間 平日 9:00～17:00)

スマホの利用で自宅で 申告書の作成・送信ができます

スマートフォン・パソコンをお持ちの人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅での確定申告「e-Tax」をご利用ください（e-Taxで申告するには、「マイナンバーカード」または「IDとパスワード」が必要です）。



▲スマートフォンからの作成



▲動画で見る確定申告

ご注意ください！ ふるさと納税をされた人へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。住宅ローン控除や医療費控除などで確定申告を行う際は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書に内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記入漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算で控除などの適用が受けられない場合があります。

..... <広告欄>

マイナンバーカード出張窓口（暗証番号の再設定のみ）を申告会場に設置します

申告の際に、暗証番号をお忘れの場合再設定する必要があります。これらに対応するマイナンバーカード出張窓口を彦根商工会議所4階に設置します。

④ 2月16日(月)～3月16日(月) (平日9:30～12:00、13:00～15:30)

場 彦根商工会議所（中央町）4階

※マイナンバーカードの登録・発行などの手続きは行っておりません。

彦根年金事務所が年金コーナーを 申告会場に設置します

申告の際に必要な社会保険料控除証明書や公的年金の源泉徴収票の電子データの取得など、「ねんきんネット」の操作方法を彦根年金事務所職員がサポートします。

「ねんきんネット」はその他にも、年金記録や年金額、過去にお送りした各種通知書の確認などを行なうことができます。

大変便利な「ねんきんネット」をぜひご利用ください。

④ 2月16日(月)～同20日(金) (平日9:00～16:00)

場 彦根商工会議所（中央町）4階